

長野県本人確認情報保護審議会議事録（2007.11.14）

○ 出席委員

清水勉会長、関聡司委員、御手洗大祐委員、片桐雅彦委員

○ 県出席者

浦野昭治総務部長、和田恭良企画局長、山本浩司市町村課長、太田順造国際課長、小口一男情報政策課長 ほか

（司会）

定刻となりましたので、ただいまから、長野県本人確認情報保護審議会を開会いたします。司会を務めます市町村課の田中でございます。本日、坂本委員さんにおかれましては、所要のため欠席という旨の連絡がございましたのでご報告申し上げます。それでは最初に浦野総務部長からご挨拶を申し上げます。

（浦野総務部長）

浦野でございます。会議に先立ちまして一言ご挨拶申し上げます。本日は、審議会に皆様方お忙しい中ご出席いただきまして本当にありがとうございます。

先般9月に開催いたしました審議会におきまして、県民の利便性と行政事務の効率化を図るということで、個人情報の保護に最大限に配慮をいたしながら、住基ネットを順次、県の事務に使ってまいりたいとご報告させていただきました。それに対しまして、委員の皆様から、セキュリティ対策の実施方針、あるいは、旅券発給事務の市町村への権限移譲等の状況につきましてお尋ねがございましたので、後ほど、その概要につきましてご説明をさせていただきたいと存じます。また本日は、住基ネットを共同運用しております上伊那情報センターの視察結果についてもご議論をいただき、ご提言をいただけるという予定となっております。皆様からいただきましたご意見を踏まえまして、県の住基ネットをより安全に、また、より効率的に運用していきたいと考えております。本日は是非忌憚のないご議論をいただきますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。今日はよろしく願いいたします。

（司会）

それでは、これより会議に入らせていただきます。議長については、本審議会に関して定めています住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例第8条に基づきまして清水会長さんをお願いすることとなっております。それではよろしく願いいたします。

(清水会長)

それでは会議に入っていきたいと思います。今日の会議事項としましては、上伊那情報センター視察結果について、住基ネットの県事務利用に関する安全対策について、それと旅券発給事務に関わる権限移譲について、この3点を取り上げる予定です。このうちの1、2の2点につきましては、セキュリティに関する具体的な資料を提供していただきまして、いろいろと議論したいと考えておりますので、この部分につきましては一時的に非公開とさせていただきます。それから次の3点目の旅券発給事務に関する議論に移っていくというように進めていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

まず最初に上伊那情報センター視察結果についてですが、これは資料1としてお配りしております。これにつきましては、前回もある程度まとまっているところで若干報告しておりますけれども、県内の市町村の聞き取り調査、あるいはアンケート調査を踏まえた上で、上伊那情報センターではいくつかの自治体がまとめてデータを管理するという方法を採用しているので、今後自治体がデータ管理していく場合にこうした方法が選択肢としてあり得るだろうということで、私たちがそちらに赴きまして勉強させていただいた経過があります。この報告書ではこれまでの経過と、4ページ以下で上伊那情報センター訪問で聞き取りをした内容、あるいはそこで感じた問題点等について書かれております。この内容と重複するかも知れませんが、委員の方からそれぞれ意見をいただきたいと思っております。では御手洗委員からどうぞ。

(御手洗委員)

前回の審議会でも報告させていただいたと思うのですが、大きく2点ございます。一つはワークフローの問題に関して、何らかの統合をうまくやる方法を考えないといけないという課題があると思います。お話を伺うと統合コストがかかりましたと。歴史的経緯の中でそれがうまくいったという話がありました。どうシステムを運用し、どう人材育成していくのか、あるいは管理していくのか。その辺が1つポイントになってくるかなと思います。それから各自自治体から派遣されて来る人たちにどのように知識やスキルを定着させていくかが一つ課題になっているというのが見えてきたというところがあると思います。

(清水会長)

関委員どうぞ。

(関委員)

私の方からは、統合的な運用ということで、コストを抑えた形でいろんなノウハウを結集させ、より良い運用の形態が取れ、運用方法としてはいい形になっていると思いましたが、一つ問題として認識しているのは、事業の運営主体である市町村と情報センターとの間の関係が、契約上ないし文書上明確に規定されていないということがあります。例えば

何か事故があったときの説明責任であるとか、改善しなければいけない場合のプランの実施責任だとか、そういったことが明確になっていないと認識しましたので、その点については引き続きちゃんとした形にしていく必要があるのかなと思っております。基本的な問題はそこにあるのですが、あとは先ほど御手洗委員からもありましたとおり、人的なリソース、人の確保ということについては、これは民間企業でも大きな課題となっているのですが、自治体、ないしは情報センターとしてはより厳しい状況だと思いますので、いろんな工夫をして、外部の専門業者を活用することなども含めて、やっていく必要があるのかなと認識しました。

(清水会長)

片桐委員どうぞ。

(片桐委員)

私の方からは自治体職員の問題ということで、特に情報センターでサーバを管理している市町村担当者の意識と自庁で管理をしている市町村職員の意識には少し差があるだろうと感じたところです。この問題は今、関委員がおっしゃったとおり、責任の部分をはっきりさせて、きっちりどこまでが広域連合側で、どこまでが市町村側かをはっきりと規約とかで謳われて整理していけば、実務者のレベルでは日々のデータのバックアップとかにとられずに、本来の役場の戸籍、住民票、外国人登録等の業務に専念できるという効果があることを感じました。

(清水会長)

今、3人の委員が述べられたような内容以外に、法律家として気になることがあります。それは、四国の愛南町で起こった事件のようなことをきっかけとして管理上の過失についても処罰をするかというような動きがあることです。そうすると、市町村の責任で管理するというのは困難ないし不可能になっていってしまう気がします。だから過失的なことを野放しにしているということではありません。それ以前の段階で、問題が起らないような仕組みにする必要があるということです。愛南町の事件の場合にはご承知のとおり合併に伴ってデータを移していく過程において、外部業者に委託をし、それが契約に違反した形で再々委託し、自宅から流出したという経過があるわけです。最後の流出のところだけを見ればそれは過失なのですけど、そもそも委託、再委託というところをさらに厳格にしていくならば、過失犯の処罰を問題にするまでもなく、未然に事件を防げるわけです。これは県に限ったことではなく市町村におきましても委託、再委託のところは、実効性をもって厳格にしていくべきです。それと、上伊那について言いますと、おそらく各市町村ごとにやっていたとすればできなかったようなデータ管理を進めてきたという意味では相当程度成果を挙げている管理運用方式だと思います。が、特定の市町村のデータを超えて管理運用できる仕組みに住基ネットの場合になってしまっているわけですので、責任範囲と

いうものをそれぞれ明確にしておかないといけない。問題が起こってからどこが責任を負うのかと騒いでも仕方ないことです。愛南町について言いますと、ホームページを見ますとトラブルが発覚して3日位してから幹部会議が初めて開かれています。問題が発覚したときにすぐに対応できるためには責任関係をまず明確にしておく必要があるわけです。関委員もご指摘されたように上伊那についてはその点が市町村と広域連合の関係でどうなのかという点があります。それだけではなくて、住基ネットについては、市町村、県、地方自治情報センターそれぞれの責任範囲を自覚して明確にしていく必要があります。また、委託、再委託も、契約書上ははっきりさせていくと同時にそれが実行されているということを確認していく必要があります。それ以外のことも含めて今回報告書としてまとめられておりますので、長野県及び各市町村においてこれを参考にさせていただいてこれから役に立てていただければと思います。委員の方、この件はこれでよろしいでしょうか。よろしいですね。

それでは、続きまして、住基ネットの県事務利用に係る安全対策についての議論に移らせていただきます。先ほど申し上げたように、ここから、資料説明の部分も非公開とした方がいいですか。資料2の説明の後ということによいでしょうか。

(山本市町村課長)

資料の説明までは公開でよいです。

(清水会長)

では、事務局の方で説明をお願いします。

(山本市町村課長)

資料に従いまして、住基ネットの県事務利用に係る安全対策についてご説明をさせていただきます。資料2をご覧いただきたいと存じます。住基ネットの県本庁舎での県事務利用に係る安全対策については、ご覧の7つの規定を定めることとしております。順次、その内容についてご説明させていただきます。

まず、1長野県本人確認情報保護管理規程ですけれども、この規程は住基ネットの安全を確保するためにセキュリティ体制のあり方、端末室への入退室の管理、外部委託をする場合の管理体制、緊急時の対応につきましての基本原則を定めたもので、住基ネットの運用が始まりました平成14年8月に施行されております。なお、この管理規程以外は、住基ネットの運用方法や機器へのアクセス方法等が具体的に規定されているところから、非公開情報とさせていただきます。1の管理規程に基づきまして、具体的な運用を定めたものとしまして、2の入退室等管理、アクセス管理及び情報資産管理要領と、4の住民基本台帳ネットワークシステム緊急時対応計画がございます。このうち、2の管理要領は、なりすまし防止、住基ネットの目的外利用を禁止するためのもので住基ネット機器設置室への入退室の方法のほか、住基ネット機器へのアクセスを制限すること、機器の操作

者ごとにＩＣカードを貸与するということなどを定めています。また、４の緊急時対応計画でございますけれども、住基ネット機器に障害が発生した場合と、不適正行為が発見された場合の対応の手順を規定しております。ただ今、ご説明申し上げた要領と計画は、いずれも住基ネットの運用が始まりました平成１４年に施行となっておりますけれども、今回、住基ネットを県事務に利用することから、２の管理要領に新たに業務端末の利用に関する規定を加え、業務端末の操作のためのＩＣカードごとにパスワードを設定すること等を追加することとしております。さらに、２の管理要領に基づきまして、３の県本庁舎での県事務への住民基本台帳ネットワークシステムの利用に関する要領を今回新たに設けまして、住基ネットを利用する県事務の名称、操作者の責務、指紋認証の導入等を定めることとしております。以上の規定によりまして、県の事務に住基ネットを利用するにあたりましては、まず、セキュリティ責任者は、端末操作者が業務に利用する都度、操作者用ＩＣカードを貸与し、回収するということとなります。また、住基ネットの端末操作者は業務端末へのアクセスのため指紋をあらかじめ登録するほか、操作の都度、業務端末使用簿に、利用日時、検案件数等を記録します。事務利用責任者は、住民からの申請書等と業務端末使用簿を突合して、業務外検索の有無を確認することとしております。以上から、一つとしまして操作者ごとに業務の都度ＩＣカードを貸与する。二つ目としまして操作者自らがパスワードを設定する。三つ目としまして業務端末機に指紋認証を導入する。以上、三重のチェックを行うことで、住基ネットへのアクセスを管理することとし、安全性を確保してまいりたいと考えております。こうした安全対策が確実に実施されることを担保するために、監査と研修を行うこととしております。５番の監査実施方針及び６番の研修実施方針を定めることとしております。監査実施方針では、事務利用開始前に安全対策の体勢が整備されているかの事前監査、事務利用開始後の内部監査及び外部監査を実施することを定めることとしております。研修実施方針では、研修在住基ネットの操作者だけでなく、管理者に対しましても事務利用開始前と年度当初、さらに、年度の途中で人事異動があった場合など必要に応じて実施することとしております。さらに、７番のセキュリティ対策実施手順を今回新たに策定しまして、セキュリティ対策を具体的に実施する手順を明らかにする予定でございます。いずれにいたしましても、セキュリティ対策を実施する上で大切なことは、対策要領を制定するだけではなくて、職員に周知するための研修を実施すること、それから、対策要領のとおり運用されているかどうかをチェックする監査を行う、その監査の結果、さらには、技術革新、制度の改正に応じて対策要領等を随時見直していくことが肝要と考えております。

以上が、住基ネットの県事務利用に係る安全対策の概要でございます。本日、委員の皆様からいただくご意見等を踏まえまして、所要の手続きを行い決定してまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

(清水会長)

それでは、以降は非公開ということで審議を進めたいと思いますので、マスコミ等の方々

は申し訳ございませんが一時退出をお願いします。

よろしいでしょうか。

(以下、非公開審議部分省略)

(清水会長)

それでは手続きを公開して説明させていただきます。今、非公開の間に住基ネットの県事務利用に関する安全対策ということでセキュリティに関してかなり突っ込んだ意見交換と申しますか、主に委員の方から様々な意見を出させていただきました。また、それに対して県の方からもいろいろとお答えをいただきました。具体的な内容というのは、ここでご説明しにくいのですけれども、主なところとしましては、県庁内部におけるセキュリティレベルというのは、住基ネットの管理に関しては、非常にレベルの高いものがあるという一方で、今後現地とか市町村のレベルを高める必要があるのではないかとというような点。それから、これから内部監査と同時に外部監査も重要で、この実効性を担保するよう実際にこれもきちんと行っていただきたいということ。それから内部のチェックについても、これも実効性のある形で規定をさらに具体的に作っていくか、あるいはいずれにせよ抽象的な形で定期的な検査ということではなくて、項目ごとに、より具体的に考えた規定をして実行した方がよいという点。それから緊急時対応についてもその緊急の内容に様々な問題がありますので、それぞれ様々な場合を想定して、どういった対応をすべきなのかということについて、もっと具体的に考えた方がいいのではないかと。時間的に非常に緊急なものもあれば、ある程度検討して対応するという時間的に余裕のものもあるということ。これを抽象的にではなくて、具体的に考えていった方がいいのではないかと。そうすることで、端末を管理している方に全て責任がってしまうような形ではなくて、組織全体として責任をもって管理をしていくという仕組みとして構築していただきたいということ。それから事故等については県民に説明する責任があるということで、的確に公表していくということも規定の中に盛り込んでいった方がよいのではないかと、といったような内容のことについて、具体的な意見交換が行われました。

それでは続きまして、旅券発給事務に関する権限移譲につきまして、前回議論を行いましたけれども事務局の方に宿題をお願いしておりましたので、ご説明をお願いします。

(山本市町村課長)

先の審議会でお話ございました旅券発給事務に係る権限移譲の関係につきましてご説明をさせていただきたいと存じます。最初に私の方から県から市町村への権限移譲の状況についてご説明をさせていただいた後、他県における旅券発給事務の関係につきまして、国際課長から説明させていただきたいと存じます。

資料3をご覧いただきたいと存じます。知事の権限に属する事務の一部の市町村への移譲についての資料でございます。地方分権推進一括法、11年の制定ですけれども資料に記載の地方自治法第252条の17の2という規定が設けられました。地域の実情に応じて都道府県の判断により知事に属する事務の一部を柔軟に市町村に対して移譲することが可能となった次第でございます。この地方自治法の改正を受けまして、長野県では知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例を定めまして、現在では45法令477項目を市町村へ権限移譲しているところでございます。昨年12月に県と市町村とのあり方検討会、これを県、市町村の間で設置いたしまして45法令以外にさらに市町村に権限移譲ができるかどうかということについて現在、検討している状況でございます。概要については以上でございます。

(太田国際課長)

続きまして私の方から2ページをお願いいたします。旅券業務の市町村再委託についてということでご説明いたします。経緯でございますけれども県業務の再委託につきましては旅券法の改正によりまして、現在県が法定受託しております範囲内で旅券業務の市町村への再委託が可能になったということでございます。その再委託につきまして2でございますけれども再委託の実施県の状況といたしましては、まず(1)の実施県数で全市町村で実施しているのが3県でございます。(イ)ですが、島嶼部の町村や希望した市町村で実施しているのが8都道府県でございます。そして委託している内容と申しますと旅券事務を大きく分けると四つの区分になります。まずは申請を受理します。そして審査をします。そして作成をし、最後に旅券を交付するというところでございます。そして各県で委託しているものは申請の受理と審査、それからでき上がったものの交付ということで、旅券の作成につきましては、それぞれの県で行っているという状況でございます。そしてその再委託に伴います課題といたしまして、まず長所といたしましては本籍地と居住市町村が同一の人、この人は戸籍謄本を役場へ取りに行く際に旅券の申請をそこで同時に行うことが可能になったということです。課題といたしましては逆に、その部分から言いますとそこ以外での申請、受け取りができなくなったということでございます。二つ目といたしましては取扱い件数の少ない市町村においては、担当者等配置しなければならないということから費用対効果の面でやや問題が生じているといったことが言われております。

それから本県の状況と今後の見込みについてでございますけれども、先ほど市町村課長が説明いたしました市町村への権限移譲につきましては、県と市町村のあり方検討会で議論しているところでございます。そして、そこで最初に実施いたしました意向調査で旅券業務が上がったのですが再委託の要望はほとんどなく、4町村が要望する、25市町村は要望しないという結果が出ておりまして、来年度以降移譲に向けて市町村と調整するという検討項目の中には含まれておらないといった状況でございます。それと現在も旅券業務の再委託については市町村から具体的な要望は寄せられておりません。また小規模町村の多い本県の状況から見ますと、費用対効果の面でも問題があるので現地点では旅券業務

を県で行うことが適当であると考えております。

(清水会長)

ありがとうございます。これは片桐委員が問題提起されたので意見ををお願いします。

(片桐委員)

このことについて本人確認情報保護審議会ですり議論するに至った理由は、住基ネット端末を現地機関において利用する際に、その主な目的が旅券事務というか、件数で言えば旅券事務がほとんどということがありました。同時に市町村への権限移譲、事務移譲の動きが全国にあって、さらに地方分権の流れの中で、一般的に県民の方が手続きを行うなり、一般的な事務については、当然これは基礎自治体の方に持ってくるのが地方分権の流れだろうということもありましたので私の方で意見をしました。具体的には、例えば端末が全現地機関に置かれることになるのか、あるいはいくつかの市町村であっても旅券事務の事務移譲が進めば、旅券事務に関して端末を現地機関に置かないという事務所も出てくる可能性もあることから、あまり利用しない、あるいは利用しないような端末を現地機関に置くようなことは、セキュリティから言っても、経費の点から言ってもあまりよろしくないだろうということで私は意見をさせていただいているというところであります。

今、ご説明のあった 2 ページの 2 の (3) で再委託に伴う課題等ということでおっしゃられましたが、ここの部分については、市町村側から言うと調査の部分で抜けている部分がありまして、まず県民にとっては、より身近な役所で手続きができるという部分が抜けていると思いますので、そこは、あると述べておきたいなと思います。配置等費用対効果の面の問題については、これはおっしゃられるとおりでと思います。全市町村で実施している 3 県は特に市町村合併の進んだ県ということで地方分権、権限移譲が進んだのだと思っておりますけれど、それでもやはり新潟県をみますと割りと条件が不利というか、へき地で県の事務所へ行くのは遠いという市町村が、声を上げて事務移譲しているというケースもあるように聞いております。必ずしも小規模の市町村を抱える県において、全ての市町村でこの事務移譲を行うことを否定すると言うか、そういうことには私はならないんじゃないかなと思います。やはり住基ネットは利用することが目的ではなくて、住基ネットを県の現地機関で利用して県民の利便性が向上する、あるいは県政のサービスが向上するというのが目的ですから、そういう視点から事務移譲も少し検討していただきたいというのが私の考えです。ですから、4 つの自治体がすると言っているのであればそういう検討もきちんとしていただいて、県民にとってどういうサービスの提供が一番いいかということをやっていただきたいと思っております。

(清水会長)

ありがとうございます。確かに、今日いただいた資料によると全県的に実施しているのが 3 県で、それ以外の 8 都道県では、(イ) のところですが、島等のためにというのものもある

のでしょうかけれども、これは島嶼部に限ってということではないんですよ。島嶼部などについては特に必要があるという意味ですよ。

(太田国際課長)

島嶼部について行っているのと、希望した町村については実施しているという意味です。

(清水会長)

ありがとうございます。新潟の弁護士に聞いた話で、旅券の発給事務を市町村でやるようになると、一定の機器類を市町村の方で購入しなければいけないというようなことがあるんですかね。新潟県ではそれを県の方から補助金を出して、引き受けられるようにしたので、確か新潟県は村でもやっているところがあるというようなことを聞いたのですけれども、そういう事実認識でいいんですか。

(太田国際課長)

この旅券事務につきましては、証紙収入というのがございまして、県分は1件2千円なのですけれども、それをもって充てているわけです。ですから、この部分を、今度は市町村にやっていただくとしたら、その部分から市町村の取り分と言いますか、県でもパスポートを作りますから、その辺のところ、話し合いなりで決められて、交付金という形で流れていくということはございます。

(清水会長)

それから(3)の(イ)の(i)のところの課題で、居住市町村以外では申請・受け取りができなくなったというのは、これは課題といいますか、マイナス的な意味合いで取り上げられていると思うのですけれども、上の方の(1)の所でもこれはそういう仕組みになっているのですかということと、不便さとしては大きいものなのかという、その点について教えてください。

(太田国際課長)

具体的に申し上げますと、新潟市の周辺の町村で受託はしたのだけれど、勤め先が新潟市とかそういう現象があるので、ここでできなくなってしまった、ということで、新潟の旅券センターというものがあるんですけれども、事情によっては、両方でできるようにしたというような事例もあります。

(清水会長)

多分それはあるのかなと、仕組みの作り方としてですね。おっしゃるとおり都市部に、勤務先が多い方が周りから集まって来て、その勤務の間にパスポート申請に行くということになると、むしろ自分の居住地でしかできないとなると不便なわけで、どちらでもでき

の方が助かる。どちらかという都市部だけでできればいいんだという人もいるでしょうけれども、住んでいる所と働いている所というのはいろんな組み合わせがあるわけです。今の両方でできるというのは、よその市でもできるという意味ですか、それとも県がやっているところの事務所でもできると、そういうことなのですか。

(太田国際課長)

例えば、長野市で申し上げますと、長野市が旅券事務を自分でやりますよということになると、長野市に住んでいる方、住所のある方はそこでやるようになるわけです。すぐ隣に長野の地方事務所があります。これは県の旅券事務をやっているところですが、そこではなくて長野市の方へ行かなくてはいけない。県の地方事務所は管轄が長野圏域、須坂市とか周辺をカバーしておりますけれど、そういう人たちは長野市ではなくして、長野の地方事務所の方へ行って旅券申請することになる。長野市の方は、長野市役所、そちらの方でしかできなくなるという形です。ですから、どちらがいいのかというのは、その人の状況によって判断されるべきことかなと思います。

(清水会長)

県の事務所というのと、長野で言うと例えば、長野市に住んでいるのだけれども、働いている場所が長野市から出るとすると、県の事務所の管轄としては長野市よりもっと広く、そうするとそちらの方が使えなくなるとか、あるいは両方使えるとかそういう話になるのですか。

(太田国際課長)

使えなくなると言うことです。その事務の取扱い市町村になったわけですから、そこに住む人はそこ 1 箇所ということになります。ただ、取扱い箇所をいっぱいむやみに作れば一番具合がいいじゃないかという話もありますけれども、やはりそれは費用対効果の面で、どのくらいがいいのかなと考えたときに、現在県下 11 箇所で行っておりますけれども、その現状が一番いいのかなと、現状では考えております。

(清水会長)

先ほどおっしゃられた新潟県の場合は、一度作った後、その後修正というのは、その人の住んでいる所でもできるし、県の方でもできるという組み合わせですか。

(太田国際課長)

そのように聞いております。

(清水会長)

市町村課の方で何か意見ありますか。

(山本市町村課長)

旅券の権限移譲の関係と住基ネットの県の方の利用という関係ですけれども、ちょっと論点を整理させていただきたいと思います。旅券の市町村への権限移譲については、県内で4つの町村でやりたいというところがありました。仮にその4つについて、全部やりましょうと言って権限移譲をした場合であっても、他のところは地方事務所、県の機関の方に申請に来るわけです。ですから、どんなに権限移譲が進んでも、そうじゃないところがある限り、県でやらなくてはならないということ、現実には地方事務所があるのですが、そこで申請をするわけです。そのときにはどうしても、住民票を持って来てもらったりする。そのときのために住基ネットを活用していきたいということですので、これが例えば権限移譲が、81市町村全部でやりたいとなれば話は別ですが、当面どんなに頑張っても4つだと。あとについては、やるつもりはないという話もされている中ですので、うちの方とすれば、地方事務所に旅券関係の住基ネットを利用できるようなシステムをぜひ作らせていただきたいということをお願いをしているわけでございます。

(清水会長)

そうすると、住基ネットを県レベルで利用するとすれば、パスポートが一番利用度が高いということで、今議論しているわけです。いろんな年齢層、いろんな事情の人がいるとすると、基本的には近いところでできた方がいいというのがまず出発点としてはあります。81市町村のうちで、4町村しかないというのは、例えば長野市とか松本市ですと、そこに県の事務所とかあるので、わざわざ自分の所に引っ張らなくていいという、距離の問題からするとそういうことが考えられるのかと思うのです。地方事務所10が例えば、自分の村役場に比べると同じくらいの距離ではなくて、やはり遠いという方もいらっしゃるわけですね。そうすると、利便性の問題からは、10事務所から遠い自治体の住民からすると、自分の所でできればいいと考えるのではないかということ、一応想像できます。しかしそこで自治体が手を挙げないというのは、コストの問題ですか、それとも勉強しなくてはいけないという問題ですか、どういうことなんでしょうか。

(山本市町村課長)

先ほど、委員さんの方、会長さんの方からもお話がございましたように、この旅券の事務を市町村で、今度移してやるとなると、機器の整備ですとか、いつ人が来るかわからないですから、窓口を開けておかなくてはならない、人を確保しておかなくてはならないということで、かなりそういう面では負担が多くなるのは事実です。ただ、そのお金が県の方から満額出るのは別にして、それだけ対応が必要になるという中で、例えば小さい村ですと、うちの方は年に何件あるかなということ考えたときに、それだったら地方事務所へ、県の機関の方へ行ってもらった方がいいという判断がやはり多いのかなと考えております。

(清水会長)

要するに人口が少ないところで、当然のことながら、申請件数もそれほどの数ではないということになりますよね。窓口を開けておかなければいけないというのは、小さい自治体の場合は兼務の方がたくさんいらっしゃるわけですが、取り扱い件数自体は非常に少ないのでそれほど負担ではないのではないのでしょうか。ただ、覚えなくてはいけないことは相当ありますよね。それをフォローしていくことが規模の小さい自治体では仕事が増えて大変だという抵抗感があるのでしょうか。旅券の発給手続のサービス度が高いと住民が強く思うのであれば、自治体とすればむしろ住民のニーズに応えるという形で、積極的になってもいいのかと思ったのですが。

(山本市町村課長)

例えば長野とか、松本とか、人口が多いものですから、そういうところはやはり旅券の申請事務の件数はもちろん多くなります。ただ、そういうところは県の現地機関があるものですから、特に不自由はしていない、そういう状況にあります。また、周辺部から長野市の方へ、どんどん人が来ているということもありまして、隣のところで働いているけれども、申請もそこでできれば一番楽なわけです。わざわざ地元でないとできないという場合に、市の境を超えてどんどん働いている方がたくさんいらっしゃる中では、むしろその方が合理的なのかなという考えも、多分にあるのかなと思います。片桐委員さんは、実際に町の方で、財政状況について担当されてるものですから、市町村が旅券事務を持ったときに、どのくらい負担になるのかというのはご存じかなとは思いますが、そういう意味では住民が簡単にとれると便利になるからと言って、簡単に市町村で、ということできないという事情が多々あるのかなと思っております。

(清水会長)

確かに、私も申請には行っていますけれど、そんなに頻繁に毎週来いと言われるわけではないので、あまり負担に考えずやっていました。実際に自分でやっていると、申請していることを忘れませんし。片桐委員いかがですか。

(片桐委員)

まず、市町村の財政状況を踏まえる中で、こうした権限移譲をやるという方向で来ていることについては、これは完全にミスマッチな状況になっているわけです。市町村にしてみると集中改革プラン等を通じて、職員数は減らしなさいという形で、これは県も同じかも知れませんが。一方で地方分権で、事務は移譲しますという形ですけど、これはミスマッチですよね。ですから、市町村側から本音で言えば、なかなか事務をくださいとは基本的には言い出さないことだと思うんですね、状態とすれば。それでもやるという自治体があるということは、やはり県民、あるいは市民の利便性の向上が、費用対効果に勝るとい

うことを実感しているからそういう自治体が出ているんだろうというふうに、私は思います。もう一つは、私も市町村で受けて、それが効率がよくてそれで県民サービスが良くなるとかいう確信を持っているわけではないのです。でも、4つの町村がやりたいと言っているんですね。県の考え方も、今現在地方事務所で、地方事務所の権限としてこれをやっていきたいと思っているという話もわかりましたし、これまでもそうやってやってきたということは知っていますが、4つの町村がやりたいと言っているのですから、これは試験的にでもやってみた上で、住基ネットの利用が今後どうなっていくかということが今後見えてくると思うのです。で、やってみてダメなら戻せばいい。今のように地方事務所でやった方が県民にとっていいと、セキュリティもいいと、いろいろ考えて全部いいってことになればそれはそれでいいと思うのですけれども、何もやらずしておいて、やはりこれを費用対効果の面からこっちの方がいいと結論づけてしまうのは寂しいなって気がするのです。せつかく、住基ネットの関係で出先機関で利用するという段階で、やはりこういう声も上がってきているのでしょうから、それはそれでやってみた方がいいのではないかと思いますというのが私の意見です。

(山本市町村課長)

権限移譲について、希望があるからやらせたらいいじゃないかと、それはごもったもなことです。いろいろな県と市町村の間で、これは正式にやりたいというのではなくて、アンケートの中でやってもいいねというお話ですから、これから話していく中で、いろいろ課題ですとか、このくらいの経費ですとか、いろんな議論があって課題が出てくるのかと思います。そういうのを乗り越えて、やりたいというのであれば、うちの方で止める理由は全くないということです。ただ、それと住基ネットの今回お話ししていることは、全く整理して考えていかないといけないと思います。4つが権限移譲を受けたから、地方事務所の旅券事務がなくなるかというわけでは全くないわけですし、それは続けてあるわけですね。そういう中で住基ネットを利用して、住民の利便性に資したいということですので、片桐委員さんのお話のとおり、権限移譲についてのご意見は真摯に受けとめて、県も対応していく必要がそれはあると思いますし、それとはまた別個に旅券の関係についてはシステムの方の利用をさせていただきたいということでございます。

(清水会長)

セキュリティの問題については、先ほど申し上げたようなことです。十分そちらでご理解いただいていると思っておりますので、それらを実践していただくという前提で、県の事務としてはスタートされると理解しています。先ほど委員から申し上げたセキュリティのことについて、きちんと取り組んでいただくということが条件になります。それで県民に責任を負えるということであれば、それは県の判断でしょう。それは一応落ち着いたということを前提にした上で、前回の議論の中で、権限移譲というのがいろんな行政分野で進んでいる中で、旅券についてもそれはあるのではないかとということで、他県の調査なども

していただきました。先ほだのご説明からすると一旦作ってみたけれどやはり両方使える方が便利だというような実情もあるということです。それはそれとして、長野県としては学習していただいて、旅券の発給事務についてはどういう制度設計が便利なのかということと考えたときに、やはり近いというのは基本的に重要です。片方で相当数の人が、都市に集中して働きに行っている、寝るだけの自宅であって、主な生活圏が都市部だという生活環境があるのであれば、そちらでも申請できる仕組みの方が、よろしいでしょう。そういうものはむしろ、県か市町村かと引っ張り合ってしまうのではなくて、どういう関係性を持った方が県民にとって利便性が高まるかということなのではないでしょうか。どうも、昨年12月から始まった検討会では、市町村の方からやりたいと手が挙らないようですが、それは片桐委員がおっしゃられたような実情が自治体の方にある。予算は削られる、人は削りなさい、で仕事は引き受けてくださいと言ってもこれはなかなか難しいところがあるわけです。それでも県としても市町村としても地方分権で財政的に厳しい中を乗り越えていかなければいけないわけですから、ごくわずかであれ、やってみようかというのがあるのであれば、試験的にと言いますか、やってみたらどうなのでしょう。自分で手を挙げたところからやっていただくということからスタートしないと、他の業務についてもなおさら手は挙がらないでしょう。手を挙げた人については責任を持ってやってくださいね、県としてはできる協力はします、という関係性がよいと片桐委員や県の意見を聞いてそう思いました。

この問題について、関委員は何か意見ありますか。

(関委員)

特段の意見はございません。市町村でやっても地方事務所でやったとしても、住基ネットのセキュリティ管理が先ほどの議論の中で保たれるのであれば、本人確認情報の保護という点では、状況は変わらないという認識をしています。

(清水会長)

御手洗委員はどうですか。

(御手洗委員)

特にありません。

(清水会長)

それぞれの市町村でやるということになると、端的に言うと住基ネットの必要性というか、住基ネットレベルの話ではなくなるのですよね。もう従来どおりの事務延長で本人確認をやればいいだけのことです。

一通り意見は出していたかかなと思います。今日のご議論でおわかりいただけたかと思えますけれども、県の事務として旅券の事務について進めるということについては、

私ども積極的に進めるというわけではないのですけれども、県の方針がそういうことであるならば、セキュリティについて、先ほど申し上げたことについて十分留意して進めていただきたいということが主なお願いとしてあります。それとは別に片桐委員のような提案がありましたので、そういう部分についても県の方としては、前向きに検討していただきたいというのが私どもの意見です。

以上で、旅券発給事務に関する権限移譲についての議題は終わりにしたいと思います。では、審議会の本日の会議事項としましては以上で終了といたします。

(司会)

どうもありがとうございました。それでは、ここでちょっと一言総務部長の方からご挨拶申し上げます。

(浦野総務部長)

長時間にわたりまして、ご審議いただきまして本当にありがとうございました。今日この席上、あるいはコメント、文書という形で、いただきましたご意見、ご提言を踏まえまして、情報セキュリティに関する要領等を早急に制定いたしていきたいと考えております。お話がございましたようにセキュリティ対策を実施する上で、大事なことは要領を定めることだけではなくて、もちろんそれを作った上で、どう的確に運用していくか、あるいは研修などによってどう的確な運用を継続的に確保していくかと言った方がいいと思いますが、それからそういう運用の中でまた出てきた問題点をどうフィードバックしていくか、それをもってまた見直しをかけていく。先ほどPDCAのお話がありましたけれども、そんなことが非常に大事だろうと感じております。情報セキュリティの対策というのは、万全を期すということは、言葉で言うのは楽でございますけれども、大変難しいことだろうと思っておりますが、今後とも委員の皆様方のお力添えをいただきながら、制度、あるいはハードウェアでの技術、あるいは運用といったような面で、十分な対策をとっていく、それを不断の努力としていくということで初めて、それでもなんとか確保ができるのかなど、そのように思っております。そういう不断の努力をする中で、先ほどもありましたように県民の皆様のご利便性を向上し、またそういう安全な暮らしを守りながらそういう利便性を向上するというような向きで、住基ネットを運用していきたいと、このように考えておりますので、是非よろしくごお願い申し上げたいと存じます。まとめませんが、これまでお話をいただいたことに御礼申し上げます。挨拶とさせていただきます。今日はどうもありがとうございました。

(司会)

ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、長野県本人確認情報保護審議会を閉会とさせていただきます。誠にありがとうございました。